

全国がん登録事務を行う者の指定（案）

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 24 条に定める知事の権限及び事務を行わせる者として次の者を指定することについて、同法施行令（平成 27 年政令第 323 号）第 8 条第 2 項で準用する第 6 条第 3 項の規定により意見を求めます。

指定する者

地方独立行政法人宮城県立病院機構

指定する理由

がん医療及びがん検診について科学的知見を有すること、院内がん登録において長期間にわたり症例を収集・整理した実績があること、個人情報保護体制が整備されているため。

平成 31 年 2 月 12 日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

参考

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）

第二十四条 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

- 一 第六条第一項、第八条、第十条第二項、第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び事務
- 二 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）
- 三 第二十二条第一項及び第三項に規定する権限及び事務（都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）

がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号）

第六条 1・2（略）

3 都道府県知事は、前項第九号の規定によりがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の指定をしようとするときは、あらかじめ、法第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

第八条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、都道府県知事が法第一条に規定するがん医療等について科学的知見を有する者として指定する者とする。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。